

在沖米海兵隊員による傷害事件及び器物損壊事件に対する意見書

本年、10月31日午後11時30分頃、本町美浜の路上において、米海兵隊キャンプ・キンザー所属の上等兵（23歳）が、酒の入っている状態でナイフの様な物で米海兵隊キャンプ・ハンセン所属の三等軍曹の腹部を突き刺したとして、傷害事件で逮捕された。その後、沖縄警察署取調室において、机を足蹴りして同机固定器具を損壊したとして、器物損壊の容疑でも現行犯逮捕される事件が発生した。

また、日付が変わった11月1日午前3時15分頃、本町美浜の店舗先通路で同じく米海兵隊キャンプ・コートニー所属の上等兵（20歳）が、飲食店従業員の男性を投げ飛ばす等の暴行を加えたとして、傷害事件の容疑で現行犯逮捕される事件も発生し、同容疑者の呼気から基準値の約4倍のアルコールが検出された。

飲酒による事件や事故のそのほとんどは、米軍が定めた外出禁止時間外リバティ制度に違反していると言っても過言ではなく、米軍内部の規制・組織統制が機能していない証拠であり、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている町民及び事業者並びに来訪者に大きな不安を与えるもので強い憤りを禁じ得ない。

さらに11月7日、本町美浜から乗車した米海兵隊キャンプ・ハンセン所属の上等兵（20歳）が、午後10時10分頃、うるま市の沖縄自動車道を走行中のタクシーの車内で、男性運転手の首を絞めて現金約1万円とタクシーを奪ったとして、11月8日に強盗容疑で逮捕される事件も発生した。

日米両政府が、繰り返す「綱紀粛正」、「再発防止」、「教育の徹底」は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は町民の生命・財産・安全を守る立場から米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 被害者への謝罪と完全補償を速やかに行わせること。
- 2 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 3 リバティ制度の規制を強化させること。
- 4 米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームを早急に開催し、事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成、公表すること。
- 5 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 6 日本国の憲法・法令を尊重し、米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年11月12日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長